

平成24年 藤枝市議会6月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成24年7月23日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案4件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第58号議案「専決処分の承認を求めることについて（藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、申し上げます。

一委員より、「一部改正により追加された「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」の対象者はいるか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在、藤枝市に避難している方で、国民健康保険加入者は2名であるが、被災地に土地家屋を持っているかどうかまでは、把握していない。また、土地家屋を持っていても売却するかどうかはわからず、現段階では、対象となるかは不明である。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第59号議案「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度藤枝市病院事業会計補正予算（第1号）」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案「平成24年度藤枝市一般会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「歳出3款1項1目 社会福祉総務費の災害時 要援護者支援対策事業費について、要援護者向けの防災マニュアルを作成することだが、他課との連携や周知について、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「マニュアルの作成にあたっては、健康福祉部の関係課のほかに、危機管理課や河川課と連携し、内容を検討していく。また、民生委員や自主防災会などを通じ、周知を図っていく。」という答弁がありました。

次に、「3款2項1目 老人福祉総務費の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金について、対象となる施設は、現在に至るまで、スプリンクラー設備が整備されていなかったのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回、補助対象となっている施設は、スプリンクラー設備の設置基準を定める消防法施行令による基準外の施設で、設置義務がなく、整備をしていなかったものである。

今回の補正予算は、昨年、県の補助制度が改正され、設置義務がない施設も対象となったことから、この補助制度を活用し、補助金を交付するものである。」という答弁があり

ました。

次に、「4款1項7目 健康づくり推進費の地域健康づくり活動活性化事業費補助金について、重点事業である「歩いて健康」の保健講座の内容を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「重点健康教育の際は、歩き方の指導、歩く効果の講座を行い、その後、実際にウォーキングを行うものである。中でも、葉梨支部は「農村ウォーキング」を自分たちで企画し、保健委員と合同で行うイベントにまで 繋げている。最終的には、地域活動に繋げ、継続していただくための企画になっている。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第64号議案「藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「新たに追加された個室Cの使用料設定の根拠を伺う。」という質疑があり、これに対して、「個室Cは、人間ドックで使用していた 個室を、一般患者用の個室として使用するものであるが、この個室のトイレの入口には段差があることから、入院 される方の使用には障害となるため、トイレは使用できないようにした。4, 200円の個室Bと比較すると、面積・設備等の面で差があり、1, 575円の2人部屋と面積・設備等が同等であることから、2人部屋を一人で利用することと同じであると考え、2人部屋使用料の2倍である3, 150円に設定したものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。